

売上げは初年度の4倍に相当する約38億円となっている。また、工場では常勤・パートをあわせ約130人の地元従業員が働くなど、新たな雇用の場が確保された。

このように、食品企業の新たな進出が、農業振興のみならず地域経済の活性化に大きく寄与している。

第3節 世界の農産物需給と食料自給率

(1) 穀物等の国際需給動向と我が国の国際協力の取組み

(穀物等の国際需給動向)

世界の穀物等の需給は過剰とひっ迫を繰り返した後、近年は緩和基調で推移してきたが、2002年に入り引き締まり傾向にある。

2002/03年度の主要な穀物等の世界の需給見通しをみると、小麦については、米国、カナダ、オーストラリアの生産が干ばつ等の影響から大幅に減少し、特にオーストラリアでは、エルニーニョ現象*1によると思われる干ばつの影響で生産量が前年度の4割程度になると見込まれる。しかしながら、EU、ロシア、インド等で増加することからわずかな減少にとどまると見込まれる。

とうもろこしについては、米国の主産地における降雨による作付けの遅れや一部主産地における干ばつ等の影響により生産量がわずかに減少するとともに、米国の飼料需要等の減少により消費量もわずかに減少すると見込まれる。大豆については、干ばつ等により米国の生産量が減少するものの、ブラジルやアルゼンチン等の生産量がそれ以上に増加することから、世界全体としてはわずかに増加すると見込まれる。

このようななか、小麦、とうもろこし、大豆の期末在庫は、それぞれの品目で消費量が生産量を上回ることから、かなりの程度減少することが見込まれる。

(世界の食料需給は中長期的にはひっ迫する可能性も考えられる)

世界の食料需給は引き締まりの傾向にあり、中長期的にはひっ迫する可能性も指摘されている。

需要面については、世界の人口増加が大きな拡大要因であり、現在の世界の人口は62億人とこの40年間で2倍になっているが、国連の人口推計では2050年には93億人に達すると予想されている。このような人口増加は主に開発途上国におけるものであるが、これらの開発途上国においては、所得水準の上昇に伴い飼料用を含む穀物の需要が大幅に増加する可能性もある。

一方、供給面についてみると、1970年代半ばまで拡大していた収穫面積が減少傾向にあるなかで、これまで世界の食料供給を支えてきた単収の伸びに鈍化がみられ、1人当たりの穀物生産量は減少傾向にある(図I-27)。単収の伸びは主に品種改良やかんがい面積の拡大等により維持されてきたが、今後とも単収の伸びが維持されるかどうか不透明であることに加え、新たな水資源確保の困難性等の問題が指摘されている。また、既存のかんがい地域の一部においては、過剰な取水や揚水に伴う河川の断流や地下水位の低下等の水資源の枯渇、不適切なかんがい管理、化学肥料の多投入、過放牧等の農業生産活動に起因する土壌劣化(砂漠化)の進行が指摘されている。さらに、異常気象による干ばつや洪水の発生も供給を不安定なものにする要因として懸念されている。

(中国における食料需給の動向)

世界の食料需給をみるうえで、世界の人口の約2割を占める中国の動向が注目される。まず、需

*1 巻末「用語の解説」を参照。

要面については、人口増加や生活水準の向上に伴い食肉の消費が増加している（図 I-28）。また、中国国内で食用油脂の需要が高まっているなかで、収益性の格差等による大豆からとうもろこしへの作付転換や、中国産大豆より油の抽出率が高い米国産等の大豆への依存を高めていることから、中国の大豆輸入は、95年の29万トンから2001年にはその約50倍の1,394万トン^{*1}に急増しており、今後ともこの傾向が続く可能性が高い（図 I-29）。

一方、供給面については、主に内陸部において、風や水による浸食といった自然条件に加え、人口の急増を背景とした過放牧・過耕作等の人為的な要因による砂漠化が進んでいる。その面積は中国の国土の3割弱を占め、我が国の国土の7倍に相当するほか、1年に約1万km²の面積が砂漠化している^{*2}。

（世界には富と人口、食料と飢餓が偏在している）

上述のとおり、世界の食料需給を考えるうえで、食料需要における人口要因や食料生産における自然的制約条件等が重要な要素としてあげられるが、食料の生産地と消費地が地理的に偏在していることに加え、食料を購入するための富も偏在しており、これらも世界全体の食料需給に影響を及ぼし得る要素となっている。また、農産物は自給的性格が強く、世界の生産量のうち輸出に仕向けられる割合が低いうえ、少数の国が世界の輸出に大きな割合を占めているという特徴がある（図 I-30）。

このように、特定の国・地域に生産が集中する場合、世界の農産物市場における在庫水準は圧縮傾向を強め、短期的な供給の弾力性が失われる結果、異常気象を要因とする干ばつ等により農産物市場が不安定化することも考えられる。

地域別にみると、アジアは世界の人口の6割を占めるものの、穀物生産量の割合は5割を下回っており、穀物輸入量の割合が世界で最も高い。また、アジア全体の国内総生産は米国一国より少なく、世界の栄養不足人口の7割が集中している（図 I-31）。アフリカは、世界の人口の1割を占めているものの、国内総生産は2%に過ぎず、穀物生産量の割合も6%程度であり、栄養不足人口は世界の4分の1を占めている。一方、米国及びEUは、世界の1割の人口で国内総生産の6割を占めており、穀物生産量は世界の4分の1、穀物輸出量は6割弱を占めている。

また、栄養不足人口はアジアやアフリカ等の開発途上国に集中しており、国連食糧農業機関（FAO）によれば、その数は約8億人に上ると推計されている。このようななか、2002年6月には、180か国以上の首脳・閣僚等が参加した世界食料サミット5年後会合がローマにおいて開催され、2015年までに世界の栄養不足人口を半減するとの1996年の世界食料サミットで採択された目標の達成に向け、世界のすべての関係者が積極的に取り組むことが確認された。我が国としては、開発途上国の食料の確保に資する農村開発、人材育成、研究開発等の支援を行っているところであり、草の根レベルでの非政府組織（NGO）等の活動とも連携を図りながら、引き続き各種支援を推進していく必要がある。

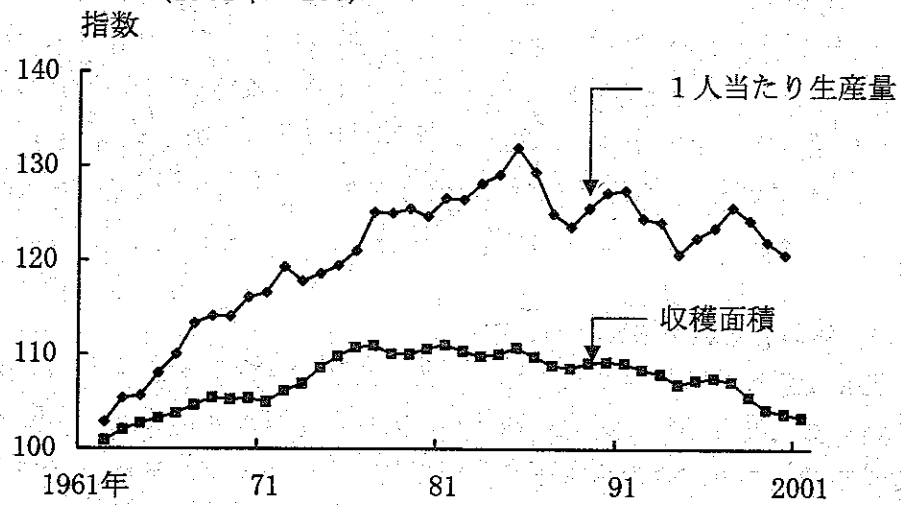
【コラム：ネリカ米開発に対する我が国の協力】

ネリカ米（NERICA：New Rice for Africa）は、アフリカ米とアジア米を交配した、アフリカの気候・風土に適したお米です。その優れた特徴としては、病虫害に強いという、生育期間が短く多収量である

*1 2001年の輸入量と1995年の輸入量の格差（1,365万トン）は、我が国の2001年の大豆輸入量（483万トン）の約3倍の量に相当する。

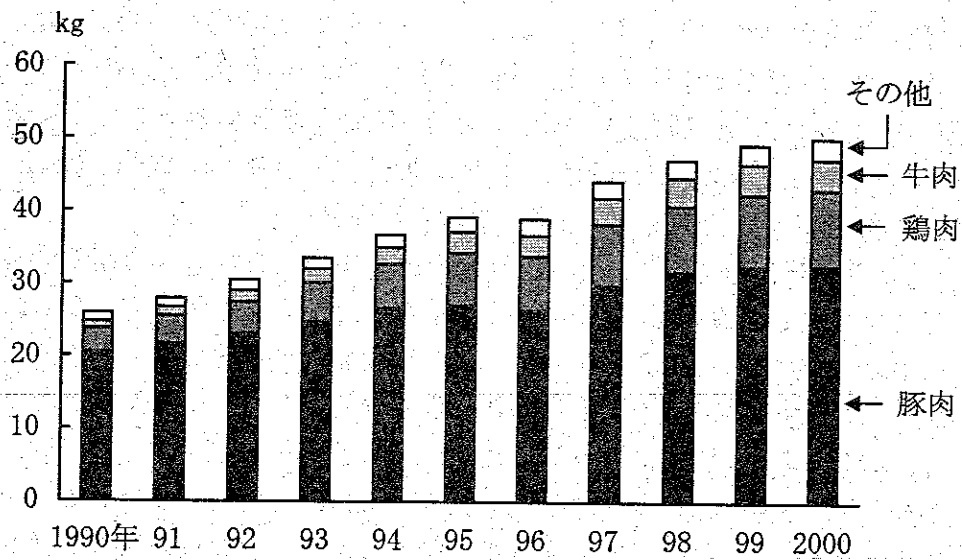
*2 砂漠化対処条約（UNCCD）事務局に提出された中国の国別報告書（2002年4月16日）。

図 I - 27 世界の穀物収穫面積及び1人当たり穀物生産量の推移
(1961年=100)



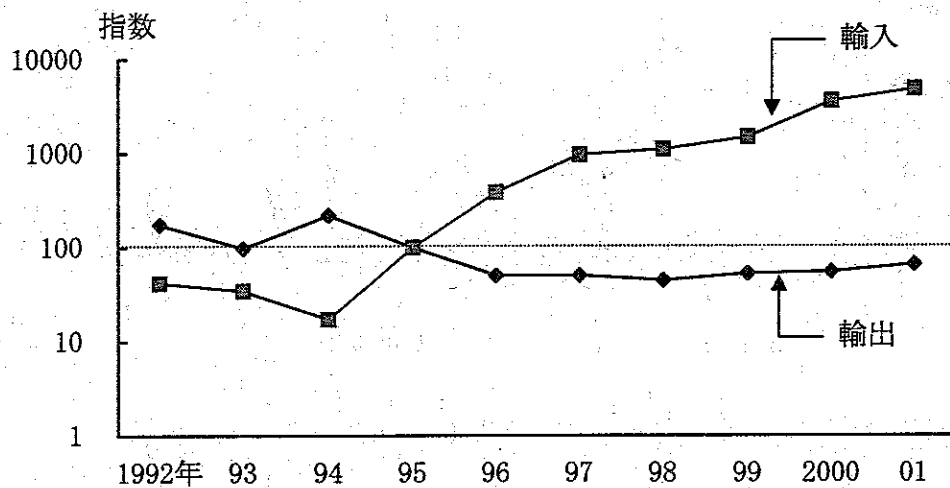
資料：FAO「FAOSTAT」を基に農林水産省で試算
注：3か年移動平均の数値である。

図 I - 28 中国の1人1年当たり肉類供給粗食料の推移



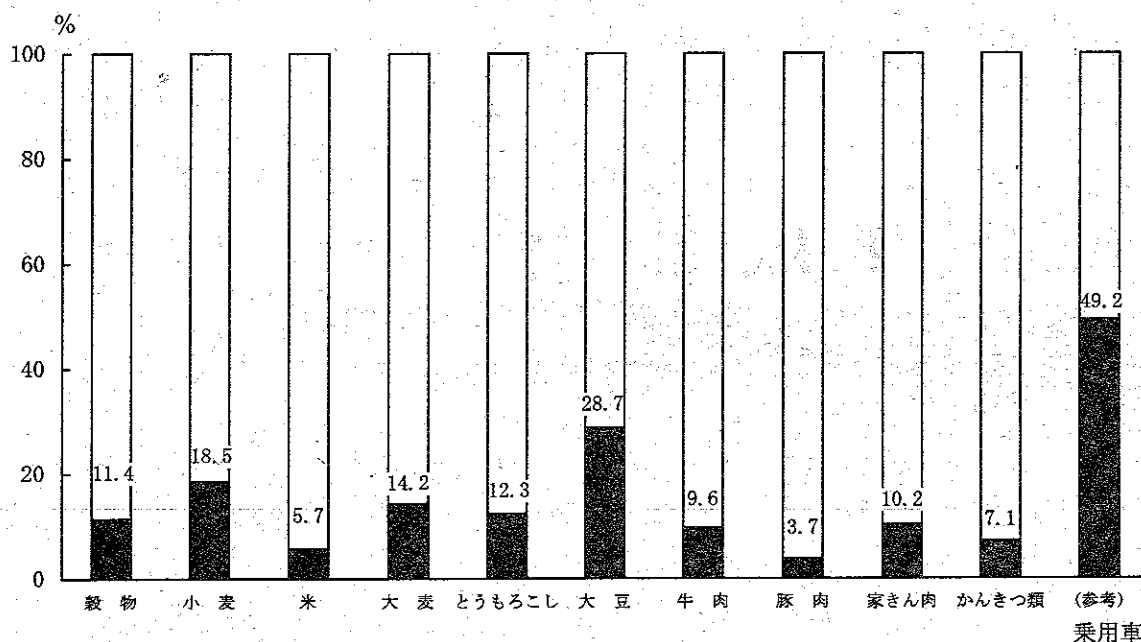
資料：FAO「FAOSTAT」

図 I - 29 中国の大豆の輸出入量の推移 (1995年=100)



資料：中国通関統計

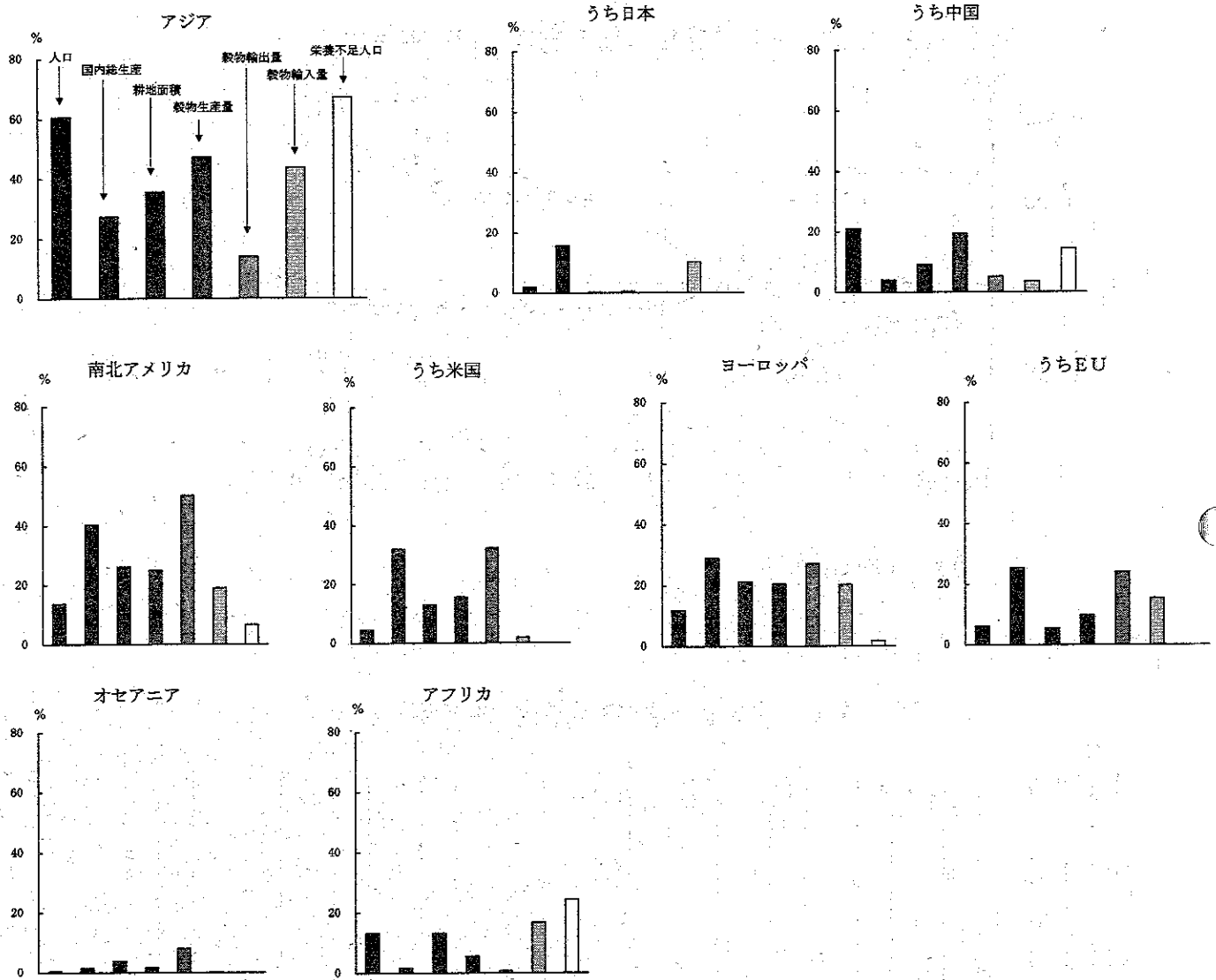
図 I - 30 主要農産物の貿易率(2000年)



資料：FAO「FAOSTAT」、日本自動車工業会「世界自動車統計年報」

- 注：1) 「貿易率」とは、生産量に占める貿易量の割合であり、農産物については、E.U域内貿易を除いている。
 2) 「小麦」は小麦粉(小麦換算)を含む。「米」は精米ベース(換算率0.65)である。
 3) 「乗用車」の輸出は、主要国(日本、米国、カナダ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、スペイン、スウェーデン、ブラジル、韓国、メキシコ、インド)の合計である。

図 I-31 食料をめぐる世界の主な指標



資料：国内総生産は世界銀行「World Development Indicators」、栄養不足人口はFAO「The State of Food Insecurity in the World」、その他はFAO「FAOSTAT」を基に農林水産省で作成
 注：1) 各指標は世界の合計値に占めるその国・地域のそれぞれの割合である。
 2) 人口は2001年、国内総生産・耕地面積・穀物輸出入量は2000年、穀物生産量は2001年、栄養不足人口は1998～2000年の平均である。
 3) 地域区分はFAO「FAOSTAT」に準拠した。

ことがあげられます。ネリカ米の研究は、国際農業研究機関である西アフリカ稲開発協会（WARDA）^{*1}において1991年から開始され、現在もその特性について研究を重ねるとともに、一部の品種の普及が始まっています。

ネリカ米の開発に当たっては、我が国としても、農林水産省、独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、国際協力事業団（JICA）による研究者や専門家の派遣、外務省による資金拠出といった支援を積極的に行ってきました。

今後は、ネリカ米をアフリカ地域に広く普及させることによって、同地域の食料事情の改善と貧困の削減に貢献することが期待されます。

【写真1】ネリカ米の発育状況を確認する我が国の専門家（コートジボワール）

【写真2】収穫後のネリカ米

（2）我が国の農産物貿易の動向

（我が国は世界最大の農産物純輸入国である）

平成13年の我が国の農産物輸出は、金額ベースで前年より79.2%増加し、初めて3千億円を超えた^{*2}。しかしながら、9年の4兆7千億円をピークに減少傾向にあった農産物輸入も、13年は前年より8.3%増加し4兆3千億円となったことから、農産物純輸入額は前年より増加しており、引き続き我が国は世界最大の農産物純輸入国となっている（図I-32）。

（農産物輸入は素材型から生鮮・加工型に、我が国への輸出国は米国から中国に移行している）

我が国の農産物輸入（金額ベース）は、国民の主要食料確保の必要性から小麦等が多く輸入されていたが、その後、国民所得の増加に伴う食生活の多様化・高度化が進み、畜産物や油脂類の需要が増加したことから、畜産物の生産に必要な飼料となるととうもろこしや植物性油脂原料として大豆の輸入が増加した。近年ではそのような原料に代わって、豚肉等の畜産物の輸入が増加傾向にある

（図I-33）。また、10年前までは、穀物、綿等の素材型の農産物の割合が高かったが、徐々にその割合が低下し、それに代わって相対的に付加価値や単価の高いソーセージ類等の加工品や穀粉、果汁等の半加工品の割合が高くなってきた（図I-34）。10年以降は、加工品、半加工品の割合が横ばいないし低下傾向で推移する一方で、より安価な原材料等を求める食品産業のニーズの増大や輸送技術の進歩により鮮度保持が可能となったこと等から、生鮮品の割合が高くなってきている。

このように、米国が我が国への最大の輸出国である小麦、とうもろこし及び大豆といった未加工品の農産物への依存が相対的に低下し、生鮮品への依存が相対的に高まっているなか、生鮮野菜の我が国への最大の輸出国である中国への依存が増大している。野菜の生産は穀物等と比較して労働集約的であり、中国は、我が国の25分の1程度の賃金水準や豊富な労働力を活かして、我が国の市場向けに安価な野菜の供給を本格化させてきていることがその一因として考えられる。

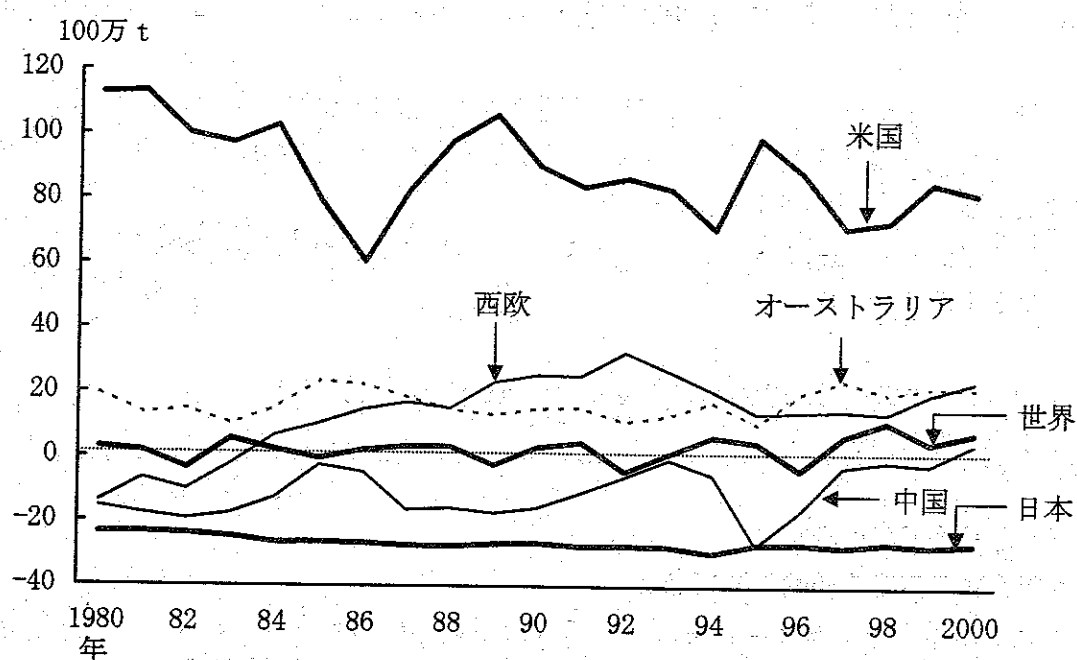
（輸入農産物への過度の依存がかかえる問題）

我が国は、豊かで多様な食生活を享受している反面、カロリーベースで食料の6割を輸入に依存している。主な輸入農産物の生産に必要な海外の農地面積は約1,200万haと試算され、国内の農地の

*1 「国際農業研究協議グループ（CGIAR）」の傘下にある16の研究機関の一つで、1971年に設立。西アフリカを対象に、稲を中心とする品種開発や作付体系の研究を行っている。

*2 国連世界食糧計画（WFP）を経由した人道支援のための米の輸出額約1千億円（換算値）を含んでいる。

図 I - 32 各国・地域の穀物純輸出量の推移



資料：FAO「FAOSTAT」

注：1) 純輸出量は、輸出量から輸入量を差し引いたものである。

2) 地域区分は、FAO「FAOSTAT」に準拠した。

3) 西欧とは、オーストラリア、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、デンマーク自治領諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスである。

図 I-33 我が国の輸入農産物の上位品目の推移

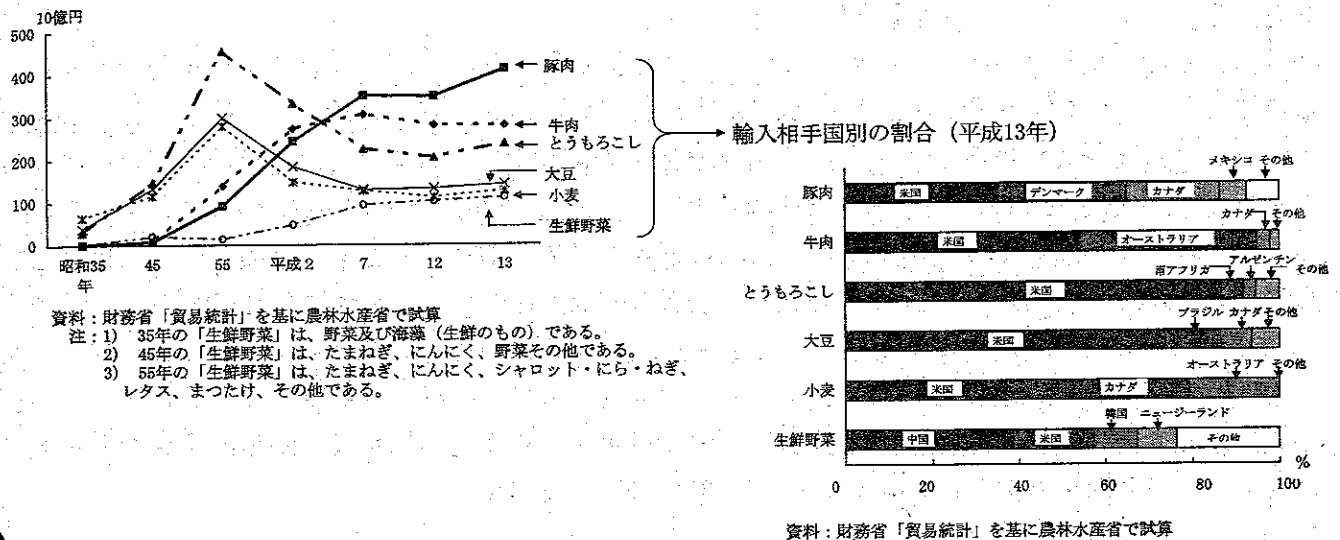
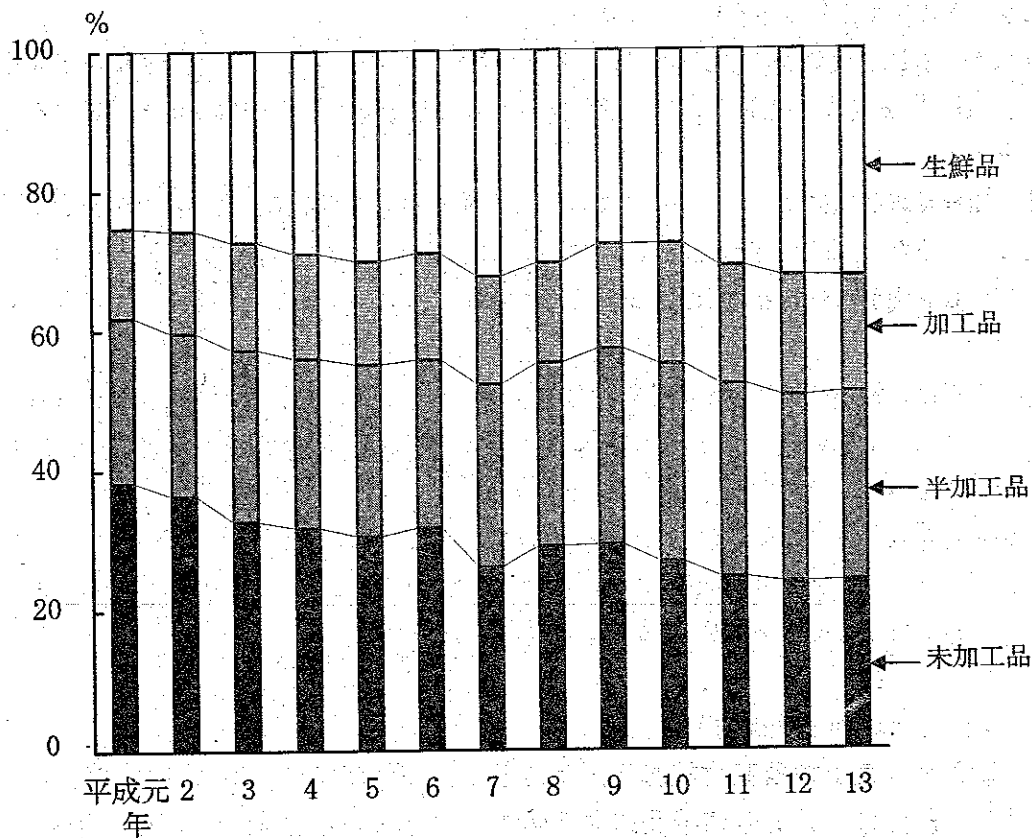


図 I-34 農産物輸入額の加工度別割合の推移



約2.5倍に相当する面積を海外に依存していることになる。また、農業用水でみると、10年の国内の農業用水量が586億トンであるのに対し、主な輸入農産物の生産に必要な海外の農業用水量は439億トンに達しているという試算もある^{*1}。

なお、生産地から食卓までの距離に着目し、食料輸入量に輸出国から我が国までの輸送距離を乗じたフード・マイルを試算したところ、我が国の12年のフード・マイルは5千億t・kmとなった。これは国内における1年間の全貨物輸送量にほぼ匹敵し、韓国²の3.4倍、米国の3.7倍の規模である^{*2}。さらに、輸入量と輸送距離のほか二酸化炭素の排出量に着目した試算^{*3}によれば、1トンのブロッコリーを米国のカリフォルニア州から消費地（神戸市）まで輸送した場合の二酸化炭素排出量は509kgであり、国内の産地から輸送した場合の64kgと比較すると8倍になっている。

世界では、砂漠化の進行や異常気象による農業への被害といった問題が発生している一方で、世界最大の農産物純輸入国である我が国は、海外の農地や水資源に多くを依存しているとともに、その輸送のために多くの二酸化炭素を排出しており、輸入への過度の依存は、地球的規模で発生しているそれらの問題を悪化させる要因となる可能性も考えられる。

【コラム：各国の消費者の遺伝子組換え食品に対する反応】

遺伝子組換え農産物は、現在、米国、アルゼンチン、カナダ、中国等の16か国において、大規模に商業栽培されており、その栽培面積は年々拡大しています。

このようななか、各国の消費者の遺伝子組換え食品に関する意向調査^{*4}によれば、遺伝子組換え食品の動向について否定的^{*5}に捉えている消費者は、我が国が82%と最も高く、その他のほとんどの国でも50%を上回っています。

一方、遺伝子組換えの利益について、我が国では「生産性の向上・高収量」をあげた消費者が50%と各国の中で最も多く、また、「ない・無益」とした消費者は13%と最も少なくなっています。なお、「ない・無益」とした消費者を国別にみると、米国が20%と我が国より多いほか、EU加盟国が他の国より多い傾向にあります。

遺伝子組換え技術は、将来の地球規模の食料・環境問題を解決するための技術として期待されていますが、その利用に当たっては、安全性を科学的に評価すること、消費者の不安や懸念に的確にこたえることが不可欠であると考えられています。

このため、農林水産省では、遺伝子組換え技術に関する情報を積極的に提供するとともに、一般市民から公募した市民パネリストによる「遺伝子組換え農作物を考える市民会議」を開催し、市民が取りまとめた提案を踏まえた調査研究を推進するなどの取組みを行っています。

（我が国における農産物輸出の取組み）

我が国は引き続き世界最大の農産物純輸入国であるが、海外における日本の食文化に対する認識の高まりや、アジア諸国における経済成長による購買力の上昇等を背景に、価格が割高でも日本産

*1 第3回世界水フォーラム事務局による試算。

*2 財務省「貿易統計」を基に、輸入相手国は上位15か国、輸送距離は首都間の直線距離として農林水産省農林水産政策研究所で試算。

*3 谷口葉子・長谷川浩「フードマイルズの試算とその意義」（「有機農業研究年報」Vol. 2）

*4 Angus Reid Group（アンガス・レイド・グループ）の調査。我が国のほか米国、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、ブラジル、オーストラリアの計8か国の5,005名の消費者を対象に2000年はじめに実施。（日本貿易振興会「米国の遺伝子組換え作物を巡る動き」（13年3月））

*5 原文では、「see the trend towards genetically modified foods as negative」となっている。

の農産物を求める本物志向の消費者層に焦点を当てて、各地において輸出を視野にいたした生産の取組みがみられる。

このようななか、農林水産省では、生産者団体等が創意・工夫を凝らし、自らの判断により積極的に農林水産物や日本食品を輸出しようとする取組みを支援しており、14年度においては、13団体等の事業を助成した。また、日本貿易振興会と協力し、15年1月に開催された「ベルリン国際緑の週間」（や同年3月に開催された「ロンドン国際食品・飲料見本市」といった国際食品見本市）に日本ブースを開設した。

<事例：日本食を広める取組み>

しょう油の製造・販売等を手がけるD株式会社は、海外への本格的なしょう油の輸出を50年以上前から行っており、昭和32年に米国で現地法人を設立した。48年には同国にしょう油等の生産工場を建設し、現在はオランダ、中国等に6つの現地工場を有し、海外での販売を伸ばしてきた。

D社は、海外でのしょう油需要を拡大するため、しょう油を使った「料理コンテスト」の実施、現地の食材を活かした料理の開発・普及、食品流通に関するシンポジウムの開催等を米国で行ってきた。こうした取組みも相まって、現在では、D社の製品をはじめ米国のほとんどすべてのスーパーマーケットにおいて、しょう油が取り扱われるようになった。

また、D社は平成11年10月「国際食文化研究センター」を千葉県に開設し、しょう油をはじめとする発酵調味料や我が国の食文化等に関する研究活動、文化・社会活動、情報の収集・公開活動を行うなど、日本の「食」の国際化に資する取組みにも力を入れている。

このように、日本古来の調味料であるしょう油が世界に広まるとともに、すし等の日本食も各国に普及してきており、今後は日本の食文化とともに食材としての国産農産物等の輸出も期待される状況となっている。

【コラム：米国におけるバイオテロ法の成立】

米国では、2001年9月の同時多発テロ事件の発生を踏まえ、国境の安全確保にかかる部門を集中させるよう国土安全保障省を創設しており、農務省関係業務では、空港及び港湾における検疫業務を同省動植物衛生検査局から国土安全保障省へ移管し、検疫を強化することとなりました。

このような状況下で、フードシステムに対するテロについても農場から消費に至るすべての段階で危惧され、食品安全にかかる規制の強化等について、より深刻に検討されるようになっており、民間部門でも施設のチェックリストやガイドラインの作成等危機管理の取組みが始まっています。こうしたなか、2002年6月にテロ対策等を目的として「2002年公衆の健康安全保障及びバイオテロ対策法（バイオテロ法）」が成立しました。

この法律では、食品の汚染対策として、「食品の製造及び関連施設の米国食品医薬品局への登録」、「食品の製造過程の記録とその保管の義務付け」、「輸出に際した品物、業者、原産地等の事前通告義務」及び「健康・生命に脅威を及ぼす恐れがある場合の食品の留置」という4つのルールが規定されており、これによって米国への食品の輸出等について規制が強化されることとなります。

今後、米国は2003年10月までに同法に関する規則を作成することとしており、各国に規則案の考え方に対するコメントを求めました。我が国としては、バイオテロ対策の必要性については十分理解しつつも、食品の輸入関連措置については必要最小限な措置をとり、貿易阻害的要因とならないようにするべきであるとの意見を提出しています。

(3) 食料自給率の動向

(食料自給率の考え方)

食料自給率は、国民の食料消費が国内生産によってどの程度賄われているかを示す指標であり、その示し方として、品目別自給率、穀物自給率、総合食料自給率の3通りが用いられている。このうち、総合食料自給率については、一般的に、国民の食料消費に視点をおく場合にはエネルギーに着目したカロリーベース、国産農産物の経済的価値に視点をおく場合には金額ベースが用いられる。

我が国においては、世界の食料需給が中長期的にはひっ迫する可能性もあるなかで、最も基礎的な栄養素であるエネルギーに着目するという考え方に立ち、通常、カロリーベースの総合食料自給率が用いられてきている。

しかしながら、野菜や果実は、同じ重量であっても他の食料に比べてカロリーが低いことから、カロリーベースの総合食料自給率ではこれらの品目の需給動向は反映されにくい。加えて、近年、国内の農業生産においては、「食」に対する安全・安心志向といった消費者ニーズを背景に有機栽培等の高付加価値生産への取組みが拡大しているが、これらの生産活動の結果はカロリーベースの総合食料自給率では必ずしも捉えることができない。したがって、これらの取組みの結果をより適切に反映する金額ベースの総合食料自給率をあわせて示すことも重要である。

(食料自給率は長期的には低下傾向にある)

我が国の食料自給率は、長期的にみると、我が国の食生活が大きく変化したこと等を背景に低下傾向にある。我が国の食生活を国民1人当たり供給熱量の構成の変化からみると、生産条件に適した米の消費が減少している一方で、油脂類、畜産物の消費が増加している。しかしながら、需要の増加した畜産物や油脂類の生産に必要な飼料穀物（とうもろこし等）や油糧種子（大豆等）の生産には広大な農地面積が必要であり、我が国の農地が狭あいであること等の国土条件の制約から、畜産物や油脂類の需要の増加に対応して飼料穀物や油糧種子の生産を増加させることができず、その多くを海外に依存せざるを得ない状況にある。このようなことから、昭和40年度に73%であった我が国のカロリーベースの総合食料自給率は平成13年度には40%にまで低下している（表I-7、図I-35）。

なお、13年度の食料消費の動向をみると、米の消費量が減少するという従来からの傾向が継続する一方、BSE発生等の影響により肉類の消費量が減少し、その代替需要により魚介類の消費量が増加した。また、国内生産の動向をみると、前年度に比べ大豆、果実、小麦の生産量は増加したが、野菜、肉類、魚介類の生産量は減少した。これらの結果、カロリーベースの総合食料自給率は10年度以降4年連続で同じ水準となっている。

一方、金額ベースの総合食料自給率は、付加価値が高い国内産の畜産物の生産額や、カロリーは低いものの農業産出額の4分の1を占める野菜等の生産額が反映されるため、カロリーベースに比べ高い水準（70%）となっている。なお、長期的にはカロリーベースと同様に低下傾向で推移しているものの、輸入品の価格に比べ国産品の価格が相対的に高いことから、減少は緩やかとなっている。

また、基礎的な食料である米や麦類といった主食用の穀物に着目した主食用穀物自給率は、米がほぼ国内自給を維持していることから、低下傾向にはあるものの60%（昭和40年度比20ポイント減）となっている。一方、飼料用穀物を含めた穀物全体の自給率をみると、畜産物の消費量の増加に伴って飼料穀物の多くを海外に依存せざるを得なくなったことを反映し、28%（同34ポイント減）に

表 I - 7 食料農水産物の自給率の推移

(単位: %)

		昭和40 年度	50	60	平成7	11	12	13 (概算)
主要農水産物の品目別自給率	米	95	110	107	104	95 (100)	95 (100)	95 (100)
	小豆	28	4	14	7	9	11	11
	麦類	25	9	8	5	6	7	7
	野菜	100	99	95	85	83	82	82
	果実	90	84	77	49	49	44	44
	鶏卵	100	97	98	96	96	95	96
	牛乳・乳製品	86	81	85	72	70	68	68
	肉類(鯨肉を除く)	90	77	81	57	54	52	53
	砂糖類	31	15	33	31	31	29	32
	魚介類	100	99	93	57	56	53	49
	穀物(食料+飼料用)自給率	62	40	31	30	27	28	28
	主食用穀物自給率	80	69	69	65	59	60	60
	供給熱量総合食料自給率	73	54	53	43	40	40	40
	金額ベースの総合食料自給率	86	83	82	74	72	71	70

資料: 農林水産省「食料需給表」

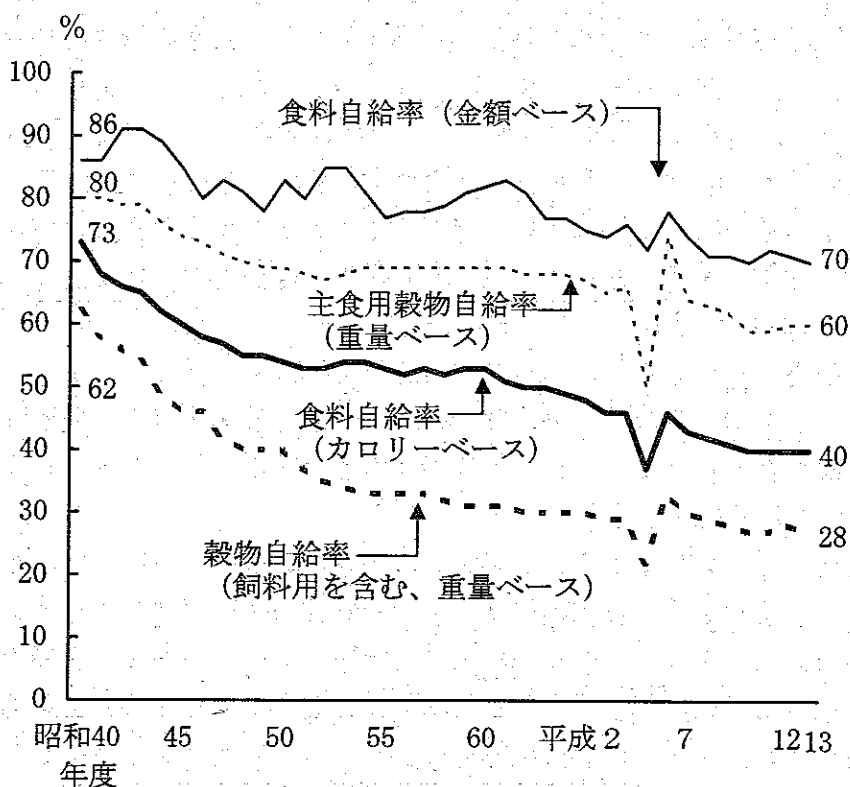
注: 1) 米については、国内生産と国産米在庫の取崩しで国内需要に対応している実態を踏まえ、平成10年度から国内生産量に国産米在庫取崩し量を加えた数量を用いて、次式により品目別自給率、穀物自給率及び主食用穀物自給率を算出している。

自給率 = 国産供給量 (国内生産量 + 国産米在庫取崩し量) / 国内消費仕向量 × 100 (重量ベース)

なお、国産米在庫取崩し量は、11年度が223千トン、12年度が24千トン、13年度が262千トンである。

2) () 内の数値は、主食用自給率である。

図 I - 35 我が国の食料自給率の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」

まで大きく低下している。

(諸外国における食料自給率)

主な先進国の2000年(平成12年)におけるカロリーベースの総合食料自給率をみると、オーストラリアは280%、米国は125%、フランスは132%、イギリスは74%となっており、我が国の食料自給率は主要な先進国の中で最低水準となっている。また、国民1人当たり国内総生産(GDP)と穀物自給率の関係をみると、主要先進国はGDP、穀物自給率とも高い水準にあるなかで、我が国の穀物自給率はきわめて低い水準にあることがわかる(図I-36)。

また、米国やイギリス等では、この40年間で供給熱量に占める脂質の割合には大きな変化がみられず、経済発展に伴う食生活の変化が小さいことがうかがわれる一方、米を主食とする日本や韓国、中国では、脂質の摂取割合を大幅に増加させて、経済発展に伴い食生活の洋風化が進んだことがうかがわれる(図I-37)。

(食料自給率向上のためには消費・生産両面の取組みが重要である)

食料自給率は、国内の農業生産の増大を図る際に、国内の農業生産が国民の食料消費にどの程度対応しているかを評価するうえでも有効な指標であり、また、食料自給率が国内の農業生産だけではなく国民の食料消費のあり方によっても左右されるものであることから、食料自給率の目標を掲げることは、国民参加型の食料消費と農業生産の両面にわたる取組みの指針として重要な意義をもっている。このため、食料・農業・農村基本計画(12年3月閣議決定)においては、計画に定められている種々の課題が解決されることを前提に、計画期間である22年度までにカロリーベースの総合食料自給率を45%とする目標を定めている。

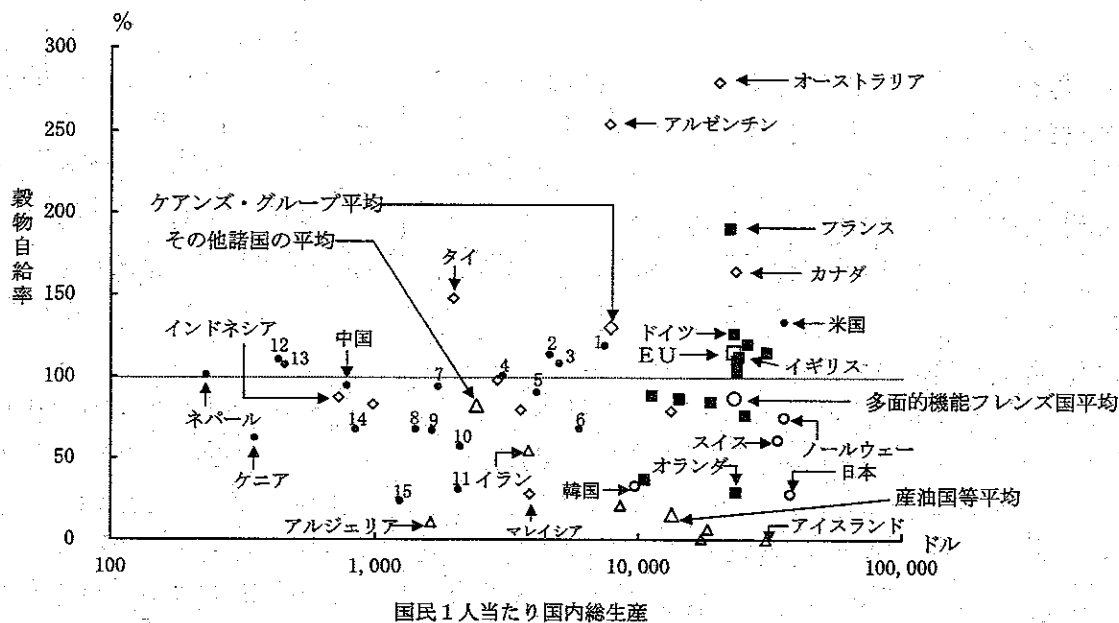
食料自給率目標の達成を目指すには、消費・生産の両面にわたり、国のみならず消費者、食品産業事業者及び農業者、さらには地方公共団体を含めた関係者全体で努力することが必要である。

まず、消費面では、「食生活指針」の理解と実践の促進等により、脂質の摂取過多の改善等栄養バランスの改善を図るとともに、食品の廃棄や食べ残し(いわゆる食品ロス)を減らして食料資源の有効活用を図るなど、食生活の見直しに取り組むことが重要な課題である。また、食品ロスを減らし、その相当分の食料の輸入を減らすことができれば食料自給率の向上につながることから、消費者や食品産業事業者がその意義についての理解を深め、食品の食べ残しや廃棄の抑制を実践していくことが必要である。さらに、国民一人ひとりが食料消費と食料自給率との関係、地域固有の食材や食文化の維持等について理解を深めていくことも重要である。

一方、生産面では、消費者や実需者のニーズに応じた農産物の生産に努め、その農産物が消費者や実需者に選択されることで国内生産の持続的な拡大が可能となることから、農業者やその他の関係者は、食料・農業・農村基本計画で示された品目ごとの生産性や品質の向上等の課題の解決に向け積極的に取り組んでいく必要がある。

このような消費・生産両面にわたる食料自給率向上に向けた取組みについては、国としても、農地や担い手の確保、生産基盤の整備、技術の開発・普及等各般の生産振興施策を推進するほか、食生活の見直しを含む食育の推進に向けた国民的な運動を展開している。また、農業や食生活は地域の諸条件に根ざしたものであることから、食料自給率向上に向けた取組みは、基本的には地域段階において地域の特色を踏まえつつ主体的かつ積極的に行うことが重要である。しかしながら、各地域における農業生産の状況や個人の食生活に照らした場合、食料自給率は身近なものとしては捉え

図 I-36 各国別の穀物自給率及び国内総生産（2000年）



資料：国際連合「世界統計年鑑」、総務省「世界の統計」、FAO「Commodity Balances」を基に農林水産省で試算

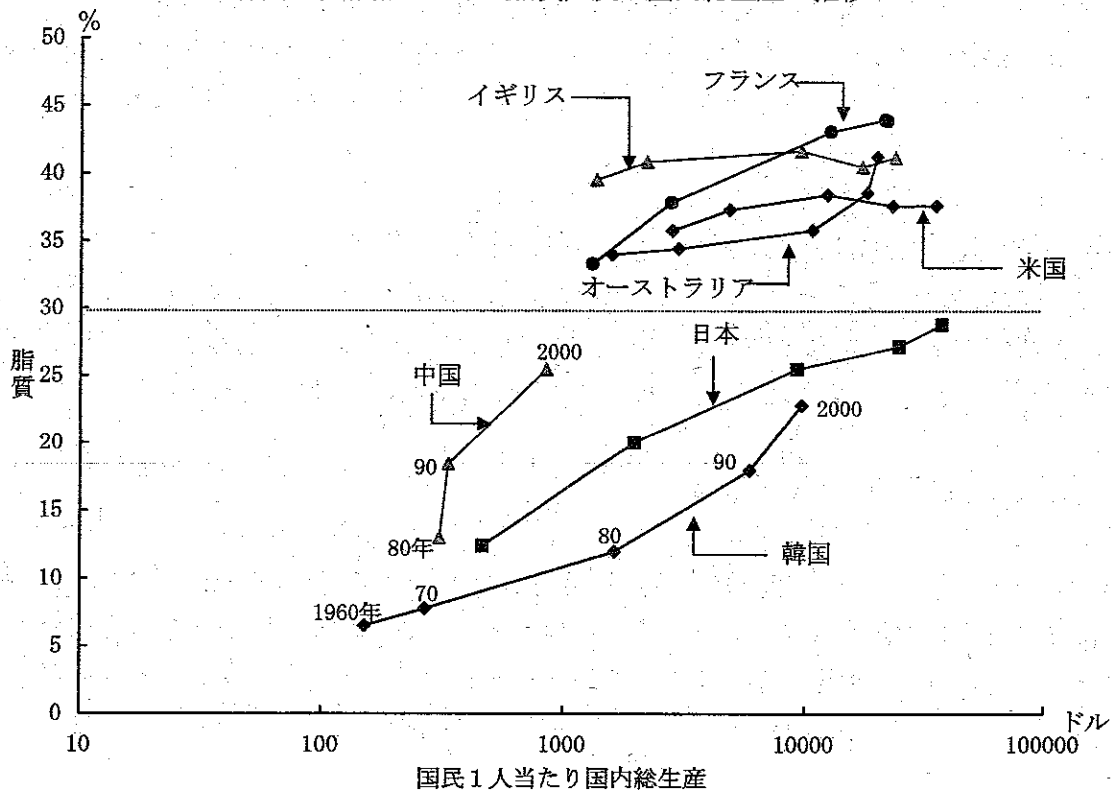
注：1) 国内総生産については一部1999年と98年の数値の国がある。

2) ■はEU、○はEUを除く多面的機能フレンズ国、◇はケアンズ・グループ、△は産油国等である。

3) 各番号は次の国である。

1 ミャンマー、2 ハンガリー、3 チェコ、4 トルコ、5 ポーランド、6 メキシコ、7 ロシア、8 エジプト、9 ルーマニア、10 ベルギー、11 チュニジア、12 パキスタン、13 インド、14 スリランカ、15 モロッコ

図 I-37 各国の供給熱量比率（脂質）及び国内総生産の推移



資料：国際連合「世界統計年鑑」、総務省「世界の統計」、農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で試算

注：1) 供給熱量にアルコール飲料は含まない。

2) 各国の1960年から2000年までの10年ごとの推移である。

3) 1960年の供給熱量比率は1961年の数値である。

4) 日本の供給熱量比率は年度である。

にくいという側面がある。

このため、農林水産省は、より多くの国民が食料自給率を身近に感じ、各地域において農業生産構造や食料消費のあり方についての認識の浸透が図られることが重要であるとの観点から、14年4月に、市町村といった身近な地域の人口と地域内の食料生産のバランスを客観的に捉えるための目安となる地域食料自給率を試算するためのソフトを作成した。今後、このソフトの活用等により、地域段階における食料自給率向上に向けた取組みが広範に展開されることが期待される。

（食料安全保障の確保に向けた取組み）

食料は、人間の生命の維持に欠かせないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、農業生産は、自然条件の制約により生産量が変動しやすく、かつ、生産に一定の期間を要することから、需給事情の変動に迅速に対応することが困難であるという特質をもっている。このことに加え、世界の農産物市場においては、特定の少数の国・地域が主要な農産物の輸出量について大きな割合を占めており、このため、世界の食料需給は、主要輸出国における作柄変動等の影響を受けやすくなっている。

2002/03年度においては、我が国の主要輸入先国における干ばつの影響等による小麦、とうもろこし、大豆の生産量の減少、国際穀物価格の一時的な上昇、米国、カナダにおける港湾封鎖による輸入食料の輸送障害等がみられた。

このようななかで、国民に対する食料の安定供給を確保するためには、平素から、国内の農業生産の維持・拡大、適切かつ効率的な備蓄の実施、安定的な輸入の確保等に努めるとともに、凶作や輸入の途絶等の不測の要因により国内における食料の需給がひっ迫するような事態においても、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保することが必要である。このため、14年3月には、不測時において政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を定めた「不測時の食料安全保障マニュアル」が策定されている。

第4節 諸外国の農業政策とWTO等をめぐる動き

WTO加盟各国は、2003年9月の第5回閣僚会議（メキシコ）に向け交渉を続けている。本節においては、農業交渉に大きな影響をもつ諸外国の農政の動向やWTO農業交渉の現状と今後の課題等を紹介するとともに、近年拡大している経済連携への取組みについて整理する。

（1）諸外国の農政をめぐる動き

1995年1月のWTO農業協定発効後、各国の農業政策は、価格支持を削減し作物保険等による所得安定や直接支払いによる生産維持・環境保護等の政策へと移行しつつある。ここでは最近の米国とEUにおける主要な農業政策の動向や中国におけるWTO加盟後の国境措置等を紹介する。なお、米国やEUと我が国とでは国土条件や農業構造に大きな差があることに留意する必要がある。

（米国）

米国では、不足払い制度を廃止し直接固定支払い^{*2}制度を新たに導入した96年農業法が2002年9月に失効することから、同年5月にこれに代わる農業法が成立した（表I-8）。この2002年農業法で

*1 巻末「用語の解説」を参照。

*2 巻末「用語の解説」を参照。

は、基本的に96年農業法の政策を踏襲しつつも、ここ数年の穀物等の価格低迷による農家への追加支払いに代わる仕組みとして新たに価格変動対応型支払いが導入された（図 I-38）。今回の農業法により、小麦、とうもろこし、大豆等の主要な作物を栽培する生産者の所得は、既存の価格支持融資制度^{*1}、大豆を含む油糧種子が新たに追加された直接固定支払い制度、そして今回新たに導入された価格変動対応型支払い制度のもと、過去の生産面積を基準として保証されることとなった。

なお、この価格変動対応型支払い制度は、作物ごとに目標価格を設定し、その目標価格までを政府が保証することから、96年農業法で廃止された不足払い制度の復活との見方がある。

（EU）

EU域内の各国の農業政策は、1968年以降、共通農業政策（CAP^{*2}）により同一の政策が加盟各国一律に適用されている。CAPの主な政策としては、域内価格・所得支持として介入買入れや直接支払い、生産調整として休耕等が導入されている。現在のCAPは「アジェンダ2000^{*3}」により2000年から2006年までの政策や予算が方向付けられており、その主な内容は、穀物、油糧種子、畜産物の介入価格の引下げ、穀物の直接支払単価の引上げ、義務的休耕率の引下げ等で構成されている。

欧州委員会は、現在の政策を2002年中に見直すとの「アジェンダ2000」での合意に基づき、同年7月、CAPの中間見直し案を公表し、2003年1月には、その改定案を公表した（表 I-9）。

また、2002年12月に開催されたEU首脳会議において、中東欧新規加盟に関する最終合意がなされた。新規加盟については、2004年5月に10か国^{*4}が加盟し、2007年にルーマニア、ブルガリアが加盟することが合意された。農業分野における新規加盟10か国の取扱いに関しては、介入買入れや輸出補助金が加盟と同時に完全実施されるほか、直接支払いを10年間で段階的に導入し2013年には100%支払われること等が合意された。

（中国）

中国は、2001年12月11日、WTOに加盟し、農産品（977品目）の平均関税率を1999年時点の22%から、最終年（原則2004年）に15%まで引き下げること^{*5}やそれまで輸入数量制限を行っていた米、小麦、とうもろこし、一部の植物油、砂糖等を関税化し、関税割当て^{*6}の対象とすることを約束した。

なお、関税割当ての実施時期については、毎年1月1日までに配分する約束となっていたが、2002年2月に、同年分の農産品にかかる関税割当ての配分数量や申請条件を公告した。

WTOにおいては、中国の約束の履行状況について、加盟後8年間検証することになっているが、その過程で、中国の農産品にかかる関税割当ての配分方式に関していくつかの加盟国から質問等が出されており、今後の動向を注視していく必要がある。

*1 巻末「用語の解説」を参照。

*2 CAP: Common Agricultural Policy.

*3 巻末「用語の解説」を参照。

*4 10か国とは、サイプラス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアである。

*5 例えば、鶏肉（分割・冷凍）の関税率を加盟時の16%から2004年に10%まで、同じくりんごを22%から10%まで引き下げる。

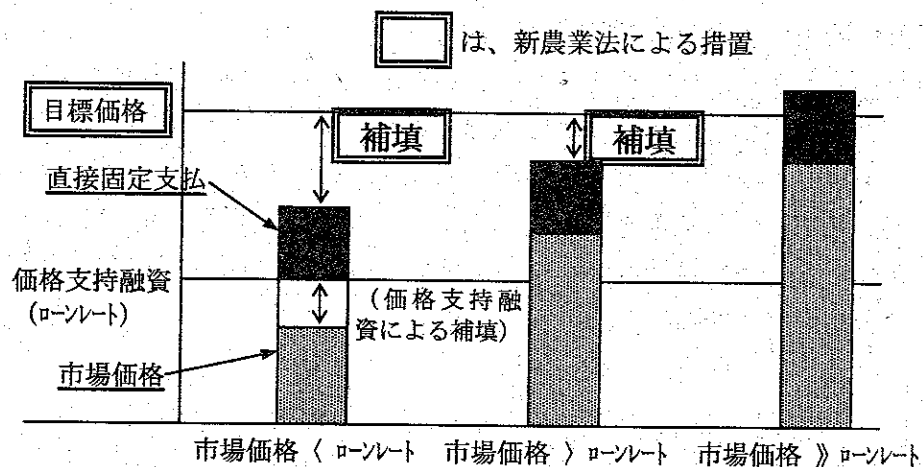
*6 巻末「用語の解説」を参照。

表 I - 8 米国2002年農業法による拡充策

主な施策	主な内容
直接固定支払い	大豆など対象品目を追加。
価格支持融資	豆類など対象品目を追加。
価格変動対応型支払い	新規施策。対象品目は小麦、米、とうもろこし等。
環境保全対策関連	環境保全的農法に対する支払いなどの新規施策導入。 既存施策の対象面積の拡充。

資料：農林水産省調べ

図 I - 38 米国の価格変動対応型支払い



資料：農林水産省調べ

表 I - 9 CAP中間見直し案の概要

	主 な 概 要
直接支払いのデカップリング化	面積・頭数当たりの直接支払い（穀物・牛肉等）から、過去一定期間の支給実績を基準にした「生産と関連しない」直接支払いへ移行。
直接支払いの段階的削減	直接支払いの額を農家の受取額に応じ段階的に（原則7年間で1%から19.5%まで）削減し、削減分のうち毎年1%（6年間で計6%まで）を農村開発予算に充当し、残額は他の改革予算に充当。
休耕の継続	現行10%の水準を維持し、10年間継続する。

資料：農林水産省調べ

(2) WTO農業交渉の動向

(第4回WTO閣僚会議の閣僚宣言までのWTO農業交渉の流れ)

我が国は、WTO協定発効後、現在までウルグアイ・ラウンド(UＲ)農業交渉^{*1}での合意事項を着実に実施してきている。また、国境措置については、1999年4月、米について通常の関税措置への切換えを行っており、農業分野についてはすべての品目において関税化している。

WTO農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド農業交渉での合意事項を受けて2000年から開始され、我が国は同年12月に「多様な農業の共存」を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用される規律の不均衡の是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮を追求する内容の「日本提案」をWTOに提出した。その後も様々な場面で我が国の主張を提唱し各国の理解を促すなか、2001年11月カタルのドーハにおいて、第4回WTO閣僚会議が開催され、閣僚レベルによる調整の結果、幅広くバランスのとれた項目を交渉対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された(表I-10)。この宣言により、2000年から開始されていた農業交渉は、新ラウンドの一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられることとなった。また、農業関係については、ケアンズ諸国^{*2}の主張である農工一体論といった交渉を予断する内容は盛り込まれず、非貿易的関心事項^{*3}に配慮すべきこと等、我が国の提案を主張していくことが可能となる枠組みが確保された。

(我が国の開発途上国への働きかけ)

WTO加盟145か国中、およそ100か国が開発途上国であり、その多くは各交渉分野において、先進国のさらなる市場開放、輸出補助金・国内支持の大幅削減を要求しており、特に輸出補助金・国内支持に関しては、一握りの先進国がその大半を使用しているとして特に厳しい態度で臨んでいる。

我が国としては、先進国と開発途上国との間で二段階の規律(ダブル・スタンダード)をつくることは認めないものの、後発開発途上国(LDC)に対しては削減義務を免除するなどの一定の柔軟性を認めており、各局面において、EU等と連携して開発途上国を含む関係国に働きかけを実施してきた。2002年には、開発途上国の閣僚との会談等を利用して、計20か国、延べ61回の働きかけを実施した(2002年11月現在)。

また、非貿易的関心事項に関心のある開発途上国との連携を強化するため、我が国は、2002年6月、ローマにおいて第4回非貿易的関心事項に関する会議を主催した。同会議には、30か国を超える開発途上国を含む54か国の閣僚等が参集し、非貿易的関心事項の重要性を確認した。

(米国及びケアンズ提案に対する我が国の主張)

2002年7月、我が国において米国、EU、カナダ、オーストラリアの農業担当大臣を招いた5か国農相会議が開催されているなか、米国はWTO農業交渉に関する新たな提案を発表した。その提案では、すべての関税についてスイス・フォーミュラ^{*4}により5年間で一律25%未満に削減、緑の政策以外の国内支持^{*5}については5年間で一律に一定水準まで削減した後にそれぞれ将来的に撤廃する

*1 巻末〔用語の解説〕を参照。

*2 巻末〔用語の解説〕を参照。

*3 巻末〔用語の解説〕を参照。

*4 一定の算式に基づき大幅かつ一律に関税率を削減する方法であり、米国、ケアンズ諸国、一部の開発途上国が主張している。

*5 巻末〔用語の解説〕を参照。

表 I - 10 第 4 回 WTO 閣僚会議の閣僚宣言のポイント（農業関係）

1. 農業関係

- ・ ケアンズ諸国の主張していた「農工一体論」や非貿易的関心事項への限定条件は盛り込まれず、「非貿易的関心事項が農業協定で規定されているとおり交渉において考慮されることを確認する」という記述になった。
- ・ 市場アクセス、輸出補助金、国内支持の3分野の記述全体につき「交渉の結果を予断せず」との文言が加えられ、農業交渉の結果を予断すべきでないとの我が国の主張の線に沿ったものとなっている。
- ・ 交渉モダリティ（各国共通のルール）の決定を2003年3月末、オファーの提出を次回閣僚会議（2003年9月）までとしたうえで、交渉期限は、他の分野と同時の2005年1月1日とされた。

2. 交渉組織・期限等

- ・ 交渉の期限は、2005年1月1日までとされた。
- ・ 交渉は、シングル・アンダーテイク（一括受諾方式）の原則による旨記述された。
- ・ 交渉を監督する貿易交渉委員会（TNC）を設置することとし、その初回会合を2002年1月末までに開催することとされた。

資料：農林水産省調べ

ことや、アクセス数量の一律拡大を図ること等を主張している。ケアンズ諸国や多くの開発途上国は、輸出機会の増大が期待できること等から米国提案の基本的考え方に支持を表明した。さらにケアンズ諸国は、2002年9月に、米国提案の関税削減方法に開発途上国への配慮（削減率の軽減や移行期間の延長等）を盛り込んだ内容の提案を行っている。

これらの大幅で一律な支持・保護の削減やアクセスの拡大を求める主張は、非貿易的関心事項への適切な配慮を欠いており、輸出国を一方的に利するものであるうえ、各国が進めてきた国内支持削減等の農政改革の努力を考慮しないものであることから、我が国としては、これらの主張に対して、我が国が主張する農業の多面的機能といった非貿易的関心事項をともに重視している韓国やEU等のフレンズ国と連携して交渉に臨んでいる（表I-11）。

（我が国は従来からの我が国の主張を踏まえたモダリティ提案を提出した）

2003年3月末までに交渉モダリティ（交渉の大枠）^{*1}を確立することが第4回閣僚会議で合意され、我が国は、2002年11月に開催されたWTO農業委員会特別会合において、従来からの主張を取りまとめたモダリティ提案を提出した（表I-12）。この提案では、ウルグアイ・ラウンド方式による柔軟性のある関税削減方式やミニマム・アクセスにかかる規律の不備の是正を具体的に提示しており、同提案を提出した際の声明では、基本的な考え方として、多様な農業が共存し得るような貿易秩序の確立がきわめて重要であり、ミニマム・アクセス制度を含む市場アクセス、農政改革の円滑な継続を可能とする国内支持の規律、輸出規制・輸出税を含む輸出規律についての見直しを内容とするバランスのとれた交渉成果を求めている。

なお、EUは2003年1月にモダリティ提案をWTOに提出した。この提案は、ウルグアイ・ラウンド方式による平均36%かつ最低15%の関税引下げ、総合AMSにより約束水準から55%削減すること等を主な内容としている。

（概観ペーパー、モダリティ1次案）

WTO農業委員会特別会合議長は、2003年3月のモダリティ確立に向けて、2002年12月に議論の土台となる概観ペーパーを、2003年2月にはモダリティ1次案を作成しWTO加盟国に呈示した。

（非公式閣僚会合が我が国で開催された）

我が国は、WTO交渉が2005年1月1日までに妥結するよう、交渉プロセス全体の推進に最大限の貢献を行うことを目的として、2003年2月、我が国においてWTO非公式閣僚会合を開催した。会合には我が国を含む、米国、EU、カナダ、オーストラリアをはじめとする22か国・地域の閣僚及びWTO事務局長が出席し、農業分野のほか様々な問題について議論が行われた。

（モダリティの確立と今後の課題）

2003年3月、WTO農業委員会において、……とする農業モダリティが確立した。今後我が国は、このモダリティを基に農業に関する包括的譲許表案を作成し、9月にメキシコのカンクンで開催される第5回WTO閣僚会議に提出するほか、2005年1月1日までのWTO交渉の終結に向け、各国の譲許表（約束事項を明記した文書）に基づき交渉を重ねることとなる。

*1 巻末「用語の解説」を参照。

表 I-11 WTO農業交渉における各国の主張

事 項		日本	EU等フレンズ	米国	ケアンズ諸国	途上国
市場アクセス	関 税	・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式) [EU提案: 最低15%、平均36%の引下げ]		・スイスフォーミュラによる大幅・一律削減 (5年間で全品目2.5%未満に)		・先進国は大幅・一律削減
	アクセス数量	・ルールの改善 (消費基準年の見直し、加重措置の解消)	・運用ルールの明確化 ・数量は基本的に現行水準	・一律拡大 (5年間で枠を20%拡大)	・一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乗せ)	・先進国は大幅・一律拡大
	輸入国家貿易	・透明性強化 ・輸入国質は食料安保に重要な役割	・透明性強化	・輸入独占を禁止	・更なる規律の強化	・途上国の輸入国質の重要な役割について配慮
国内支持 (AMS)		・漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (約束水準から総合AMS方式による引下げ) [EU提案: 約束水準から55%削減]		・大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減)	・先進国は5年間で、途上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・先進国は撤廃
デミニミス		・維持	・先進国は撤廃	・維持	・先進国は撤廃	・先進国は撤廃
輸出規律	輸出補助金	・削減 [EU提案: 平均45%削減]		・5年間で撤廃	・3年間で撤廃	・直ちに撤廃
	その他	・輸出規制の輸出税化・漸進的削減 ・輸出信用の削減	・輸出信用の削減 [EU提案: 厳格な規律]	・緩やかな規律の作成 ・規律の強化や削減には反対	・厳格な規律の作成 ・規律に合致しない輸出信用の即時禁止	・途上国への特別な配慮

資料: 農林水産省調べ

- 注: 1) フレンズとは、日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6か国である。
 2) UR方式とは、全品目平均の引下げ率と品目ごと最低の引下げ率を設定し、毎年等量で削減する方式である。
 3) 総合AMS方式とは、AMS (助成合計量=①価格支持相当額+②削減対象補助金額) を全品目の総計で削減する方式である。

表 I-12 我が国のモダリティ提案（平成 14 年 11 月）

WTO 農業交渉についての基本的考え方（声明）

21 世紀の世界が抱えている人口・食料・環境・飢餓・貧困等の問題を踏まえると、食料安全保障、農業の多面的機能等を確保し、多様な農業が共存し得るような貿易秩序を確立していくことが極めて重要である。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、1995 年から実施されている WTO 農業協定においては、食料の輸出国と輸入国の権利義務に大きな不均衡が存在する。すなわち、輸入国においてはすべての国境措置を関税化し、ミニマム・アクセス機会が義務化されたにもかかわらず、輸出国においては輸出補助金・信用に対する規律が不十分で、かつ、輸出規制などに対してはほとんど規律が存在しない状況にある。

また、農業協定の実施状況を見ても、一部の条件に恵まれた農産物輸出国が食料輸出を拡充する一方、我が国や多くの開発途上国を含む食料純輸入国においては、食料自給率の低下に対して国民が深刻な不安を抱く状況にあるなど、公平・公正な状況が形成されていると言えない。

我が国は、今回の交渉を通じて、市場アクセス・国内支持・輸出規律の 3 分野間のバランスが重要であって、特に輸出国と輸入国の権利・義務の不均衡を是正することが不可欠であると考えます。また、ドーハ閣僚宣言に規定されている非貿易的関心事項及び開発途上国の特別のかつ異なる扱いの適切な位置づけが確保されることが不可欠である。

このような観点から、我が国は、ミニマム・アクセス制度を含む市場アクセス、農政改革の円滑な継続を可能とする国内支持の規律、輸出規制・輸出税を含む輸出規律についての見直しを内容とするバランスのとれた交渉成果を希求するものである。

以上のとおり、我が国は、今次 WTO 農業交渉において公平・公正な貿易秩序が確立されることを強く求めるものである。

また、ウルグアイ・ラウンド合意全体の内容を検証した場合にも、例えば、一般理事会で従来より指摘しているジョーンズ・アクト¹に係る措置等、特定の加盟国にとって有利な例外的な措置が維持されるなど、不公平・不公正な部分が残されていることも併せて指摘しておきたい。

我が国は、ドーハ閣僚宣言に明記されているとおり、農業交渉を含む全ての交渉は包括的に行われる必要があり、各分野間のバランスが重要であると同時に、上記のような不公平な状況が解消される必要があり、その関連でウルグアイ・ラウンド合意の内容全体が見直しの対象であることを確認する。

モダリティ案の概要

1. 市場アクセス²

(1) 関税

- 関税を、最終譲許水準から単純平均で $X_1\%$ 、タリフライン³毎に最低 $X_2\%$ 、毎年等量で削減 (UR 方式)。

(2) アクセス数量

- アクセス数量の最終約束水準を、アクセス機会に関する更なる約束の基準とする。

¹ 巻末[用語の解説]を参照。

² 巻末[用語の解説]を参照。

³ 巻末[用語の解説]を参照。

- 非貿易的関心事項に適切に対応するため、品目間の柔軟性を確保。
- カレント・アクセス¹対象品目についてのアクセス数量を維持。
- ミニマム・アクセス²対象品目については、国内消費量の基準年の更新、関税化の遅れによる過重アクセス数量の撤廃。

(3) 関税割当運用

- 効果的なアクセス機会の提供を通じた枠の消化率向上の観点から、透明性、予見可能性といった原則に基づいた関税割当約束の運用のためのガイドラインを策定。

(4) 特別セーフガード

- UR合意における関税化品目、季節性があり腐敗しやすい品目、今次交渉における一定水準以上の関税引下げ品目について、特別セーフガードの対象を拡大。
- 数量ベースの特別セーフガードを発動する際に、現行の実行税率が特に低い品目については、X%の最低追加関税を導入

(5) 輸入国家貿易企業³

- 輸入国家貿易にかかるより厳格な通報要件の確立。

(6) S & D⁴

- 途上国に対し、実施期間、削減率に関する柔軟性を付与。
- 後発途上国は削減義務を免除。

2. 国内支持

- 現行の緑、青、黄の政策の基本的枠組みを維持。

(1) 緑の政策の改善

- 収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加について、最低収入損失要件の引下げ（現行は30%以上）、損失補填上限の引上げ（現行は70%以下）を行う。
- 自然災害に係る支払い要件について最低収入損失要件の引下げ（現行は30%以上）を行う。

(2) 黄の政策

- 総合AMS⁵により、最終譲許水準から毎年等量でX%削減（UR方式）。
- デミニミス条項の維持

(3) S & D

- 途上国に対し、実施期間、削減率、削減約束の対象外とする施策の範囲に関する柔軟性を付与。
- 後発途上国は削減義務を免除。

3. 輸出競争

(1) 輸出補助金¹

¹ 巻末[用語の解説]を参照。

² 巻末[用語の解説]を参照。

³ 巻末[用語の解説]を参照。

⁴ 巻末[用語の解説]を参照。

⁵ 巻末[用語の解説]を参照。

- 輸出補助金を、最終譲許水準から金額、数量、単価についてそれぞれ $X_7\%$ 、 $X_8\%$ 、 $X_9\%$ を毎年等量で削減。
 - 公的輸出信用をはじめとする輸出促進効果のある施策には輸出補助金と同等の規律を適用。
 - 輸出補助金規律の迂回防止の観点から、輸出補助金と同様の効果を持つ国内支持に対する規律を強化。
- (2) 輸出信用²
- 公的輸出信用を、基準水準から金額、数量についてそれぞれ $X_{10}\%$ 、 $X_{11}\%$ を毎年等量で削減。
- (3) 食料援助
- FAO/WFP等の国際機関のアピールに基づく食料援助以外の有償援助は段階的に無償化。
 - 上記の国際機関には、日本が包括交渉提案においてその創設を提起した地域取決めに基づく食料備蓄機構を含む。
- (4) 輸出国貿易企業
- 以下の項目についての四半期毎の報告を含む輸入国貿易に係るより厳格な通報要件の確立。
 - 毎年の事業計画の輸出にかかる部分の毎年の通報。
- (5) 輸出制限/輸出税
- 輸出禁止・制限を全て輸出税に置き換える（輸出税化）。
 - 各国が、自国のこれまでの経験から考えられるリスク等に基づき、全農産品について輸出税率案をオファー。
 - 加盟国間の協議等を経て輸出税率を確定した上で譲許。
 - これらの輸出税を実施期間中に $36\% + X_1\%$ 削減。
 - 過去3年間の平均生産量の $X_{12}\%$ に相当する輸出については、輸出税を非課税。
 - 緊急に輸出量を調整する必要がある場合には、輸出国の食料安全保障の観点から、輸出税の設定までの間に短期的な輸出制限措置を認める。
 - 本措置をとる場合には、過去3年間の輸出先国シェアが 10% 以上の国と協議を行わなければならない。
 - 輸出制限措置の適用期間は最大1ヶ月とする。
 - 国内生産量の $X_{13}\%$ については輸出制限の適用外とする。
 - S&Dとして、当該産品の純輸出国を除く途上国は、輸出禁止・制限を適用することができる。
- (6) S&D
- 途上国に対し、実施期間、削減率、削減約束の対象外とする施策の範囲に関する柔軟性を付与。
 - 後発途上国は削減義務を免除

¹ 巻末[用語の解説]を参照。

² 巻末[用語の解説]を参照。

(3) 各国との経済連携強化等への取組み

(特惠関税措置の拡充)

近年、先進国サミットやその他の国際会議等において、開発途上国への支援が重要課題として取り上げられていることを踏まえ、我が国としても開発途上国への一層の支援を図るため、平成15年度関税改正において、農産物の特惠関税措置^{*1}の大幅な拡充^{*2}を図ることとしている。特に、LDCに対しては、LDC産品に対する無税・無枠の市場アクセスの実現に向けて努力していくことが国連や先進国サミットにおいて合意されていることから、農産物のLDC特惠対象品目（無税）を追加することとしている^{*3}。この結果、LDCからの農林水産物輸入額に占める無税品目の比率は、56%から83%に拡大することとなる。農産物の特惠関税について、このような規模で品目を追加することは昭和46年に我が国の特惠関税制度が創設されて以来初めてのことである。

なお、このような特惠関税措置の拡充に際して、我が国は、WTO農業交渉における我が国の主張に対する開発途上国のさらなる理解を得るよう努めている。

(自由貿易協定における農産物の取扱いに関する論点)

国際的な経済連携強化の取組みとして、近年、諸外国間で多くの自由貿易協定^{*4}が締結されてきており、2002年11月には、我が国にとって初めての自由貿易協定である「日・シンガポール新時代経済連携協定^{*5}」が発効した。

自由貿易協定について、ガット^{*6}は、その要件の一つに、「関税その他の制限的通商規則」が「構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている^{*7}」ことを求めている。この「実質上のすべて」の解釈については、数値的基準が存在していないが、主要セクターを完全に対象外とすることは認められないという点については、加盟国間の共通の理解となっている。

なお、自由貿易協定における我が国の農産物の取扱いに関しては、以下の点に十分留意する必要がある。

まず、現在、我が国の農業は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく貿易の自由化、担い手の高齢化という厳しい状況に対応すべく構造改革の努力を進めており、自由貿易協定がこうした構造改革に悪影響を及ぼし、国内の農業の健全な発展を妨げないよう、十分に留意することや食料安全保障の観点に十分配慮することが不可欠である。

加えて、自由貿易協定による関税の撤廃によって協定の相手国の産品の競争力が相対的に上昇し、輸出競争力の均衡が崩れることによって、既存の主要輸出国との間で新たな貿易摩擦を誘発する可能性があることも忘れてはならない。

一方、上述のように、自由貿易協定の要件の一つとして、「関税その他の制限的通商規則」が「構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている」ことが求められているが、これ

*1 巻末〔用語の解説〕を参照。

*2 一般特惠対象品目として農産物118品目を追加するとともに、現行の一般特惠対象農産物209品目のうち36品目の特惠税率を引き下げる。また、LDC特惠対象品目として農産物173品目を追加（現行農産物269品目）。なお、ここでいう農産物とは、WTO農業協定第2条で定められた品目である。

*3 国連総会の決議により後発開発途上国として認定された49か国のうち、コモロ、ジブチについては当該国からの要請がないため特惠を供与していないことから、47か国が対象（2002年12月現在）。

*4 巻末〔用語の解説〕を参照。

*5 巻末〔用語の解説〕を参照。

*6 巻末〔用語の解説〕を参照。

*7 ガット第24条8（b）の抜粋。

までの自由貿易協定には例外品目が設けられているものがある^{*1}。

【コラム：我が国の経済連携に対する取組み】

経済活動のグローバル化に伴い、貿易・投資の一層の自由化を推進すること等を目的として自由貿易協定を含む地域貿易協定^{*2}が世界で数多く結ばれています。1990年代に入るとその数は増加し、内容も包括的になっており、特に近年では二国間や地域内の複数国間での貿易協定に加え、地理的隣接性とは関係のない国・地域間の協定が出現しています。

我が国は、2002年1月、初めての自由貿易協定として、物品の自由化に加え、サービス、投資、幅広い分野での協力等を含めた包括的な「日・シンガポール新時代経済連携協定」に署名したほか、現在多くの国・地域と幅広い経済連携構想について議論しています。

メキシコとの間では、両国産官学による「経済関係強化のための日・メキシコ共同研究会」が、2002年7月に報告書を公表し、その報告書のなかで「自由貿易協定（F T A）の要素を含めた二国間の経済連携の強化のための協定の締結に向けた作業に早急に着手すること」を提言しました。この提言を受け、同年10月、両国首脳は、経済連携の強化のための協定交渉を開始することで合意し、現在、政府間での交渉が行われています。

韓国との間では、両国経済界の代表による「日韓F T Aビジネスフォーラム」が、2002年1月、日韓F T Aを包括的な経済連携協定として早期に推進すべきとする提言を行いました。これを受け、同年3月の日韓首脳会談において日韓F T Aに関する産官学による研究会設置が合意され、2年以内に報告書を取りまとめる予定で議論しています。

アセアン諸国との間では、2002年1月に内閣総理大臣が「日アセアン包括的経済連携構想」を東南アジア訪問時に提案したことを受け、同年11月の首脳会議において、各国の経済水準や自由化等が困難な分野に配慮しながら、F T Aの要素を含み得る包括的経済連携を10年以内のできる限り早い時期に実現すると共同宣言が署名されました。今後は、政府間の委員会で経済連携の枠組みを検討し、次回の首脳会議に報告することとなっています。また、タイやフィリピンとの間でも政府間の作業部会で議論が行われています。

*1 農産物については、自由貿易協定の典型例とされる北米自由貿易協定において、米国とカナダは、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃品目から除外している。また、現在、日本が交渉を行っているメキシコのE Uとの自由貿易協定においては、農産物貿易額に占める無税品目の割合は6割弱となっている。北米自由貿易協定については、巻末「用語の解説」を参照。

*2 地域貿易協定には、自由貿易協定のほか、構成地域内の関税撤廃に加え域外に対する共通関税の適用を行う関税同盟等がある。